

国際社会における武力行使禁止原則の変容（二）

松 隈 潤

（目次）

第一章 はじめに

第二章 対イラク制裁と武力行使禁止原則

第一節 対イラク武力行使の経緯

第二節 安保理決議一一五四の採択過程

第三節 米英によるイラク空爆後の安保理における審議

第四節 国際法上の義務の「重大な違反」に関する議論（以上第三二卷第一号）

第三章 安保理決議を根拠とした「人道的干渉」

第一節 「人間の安全保障」と国際法

第二節 「保護する責任」の射程

第三節 ソマリアの教訓と国連

第四節 東ティモールにおける国連の関与

第五節 ダルフール紛争をめぐって(以上本号)

第四章 安保理決議を根拠としない「人道的干渉」

第一節 コソヴォ紛争の衝撃

第二節 国際司法裁判所における「武力行使の合法性に関する事件」

第三節 「新たな脅威への対応」と国連

第四節 イラク戦争をめぐって

第五章 むすびにかえて

第三章 安保理決議を根拠とした「人道的干渉」

第一節 「人間の安全保障」と国際法

前章においては一九九八年十二月の米英によるイラクにおける「砂漠の狐作戦」を分析し、それが「武力行使禁止原則の変容」という現象に対して有する含意を考察した。二〇〇三年三月以降の「イラク解放作戦」においても、米英の政府レベルにおいては「重大な違反の理論」に依拠して武力行使を合法化しようとする立場は維持された。同時に、「イラク解放作戦」という呼称が示す通り、武力行使を行った米英の側には、「サダム・フセインによる圧制・人権侵害からのイラク国民の解放」を付随的に正当化理由として示す論調があったことは確かである。そのような論調は国際社会において、より拒否反応の強い「先制的自衛」の概念に拠ることなく、脆弱な「重大な違反の理論」を補強する要素として用いられたものであると云うことができる。

イラク戦争の場合、大量破壊兵器の存在を立証できなかったことを含め、武力行使の国際法上の合法化は困難であるが、たとえ「サダム・フセインの圧制に対する人道的干渉ないしは保護する責任の遂行であった」との極端な議論を展開する場合においても、二〇〇七年現在のイラクの状況を見た場合に、「現地の諸勢力との調整なくして行われた干渉は殆ど成功する見込

みがない」という点を明確にしておく必要がある。

さて、冷戦後、安保理の活性化により、国連が安保理決議を根拠として、国内管轄事項であると看做されるような事態に介入していく事例が見受けられた。イラクにおけるクルド難民、ソマリア、ルワンダ、ハイチ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、リベリア等の事例について「人道的干渉 (Humanitarian Intervention)」の概念を用いてこれを説明する試みがなされてきた。⁽¹⁾ トーマス・フランクはこれに対して、「国連憲章の中には深刻な人道的危機と人権剥奪に対処するために国家が自らの裁量で武力を行使することについては規定がないし、また、国連憲章二条四項はそれを禁止しているようにも見える。国連憲章は、国家の他国に対する行動によるものではなく、国内において生じている悲劇的な人権侵害への対応として、国連が憲章七章の措置に訴えることについてはとくに容認してはいない。しかし、実際には、国内によって起こっており、国際的影響をほとんど与えない場合においても、その悲劇的な人権侵害に対処するために、国連が容認した兵力を展開することが多くなっており、たとえばハイチやソマリア、ボスニア等の事例がある。」と分析している。⁽²⁾ この他、「人道的干渉」の概念に関しては既に多くの研究が積み重ねられているところである。⁽³⁾

このような事例については国連憲章第七章のもとにおける軍事的強制措置の対象として国連憲章三九条における「平和に対する脅威」を認定する際にその対象が拡大解釈されていった事例であるとみなすことも可能であろう。それは言い換えるならば、国際社会においてその安全を脅かす「脅威」概念自体が質的に変化してきた結果であると言えるであろう。

他方、今日、国際社会が安全保障の新しい理論的枠組みを必要とする中で、「人間の安全保障」の概念がその重要性を増してきている。たとえば日本政府の呼びかけに基づいて設立された緒方貞子・アマルティア・セン共同議長による「人間の安全

保障委員会」の問題意識は「今日、国家は往々にしてその責任を果たせないばかりか、自国民の安全を脅かす根源となっている場合さえある」ため、「国家の安全から人々の安全、すなわち「人間の安全保障」に視点を移す必要がある」ということになった。⁽⁴⁾しかしながら同時に『人間の安全保障委員会報告書』はカナダ政府のイニシアティブによる「介入と国家主権に関する国際委員会」の報告書である『保護する責任』⁽⁵⁾とは異なり、いわゆる「人道的干渉」に関する詳細な議論は検討の対象とされていない。

「人間の安全保障」は総合的・包括的な概念であって、未だに定義が十分になされていないという批判がある。また、この概念は「政策志向性」を有しているため、必然的にこれを国際法上の概念として定義することについては困難がある。たとえば人権としての「安全保障の権利」や「人間の安全保障」を確保しない国家に対する国家責任の追及は、概念自体が精緻化されていない以上、難しいと言わざるをえない。

それでは「安保理決議を根拠とした人道的干渉」の問題を考えるにあたって、「人間の安全保障」の概念はいかなる意義を有しているのだろうか。そもそも国家主権の尊重、内政干渉原則を絶対としてきた国際社会が冷戦後、「新たな脅威」への対処を模索する中で「人道的干渉」の議論が意義を有するようになってきたという経緯を考えるならば、「人間の安全保障を脅かす」「新たな脅威」への対処という論理において、「人間の安全保障」と「人道的干渉」は交錯することとなる。

「人間の安全保障」を理論化していくうえで、カナダ、EUとの関係の中で作成されたそれぞれの報告書が「人道的干渉」の問題を主要論点として取り扱い、他方、日本やUNDPの視点は「開発」、「貧困」、「健康」といった側面を強調するものとなっていることは興味深い。

『人間の安全保障委員会報告書』は時期的に『保護する責任』よりも後に提出されているため、『保護する責任』に関する言及がなされている。すなわち「国家・地域機構・国連の安全保障の課題のなかに「人間の安全保障」を位置づけることにより、紛争下において影響を受けやすい人々への配慮を促すとともに、あらゆる人権をより手厚く保護することにもなる」が、「そこでの議論は、人道的な見地から国家の内政に干渉すべきかどうかという点に集中していた」と指摘し、「介入と国家主権に関する国際委員会」はこの議論から離れ、国家と国際社会には、状況によって軍事力を行使してでも人々を保護する責任があると強調した⁽⁷⁾とし、「責任に対するこうした踏み込んだ姿勢が示された背景には、過去十年間でおそらくもっとも衝撃的な「人間の安全保障」上の失敗といえる、ルワンダの集団虐殺がある」と分析している⁽⁶⁾。また、『人間の安全保障委員会報告書』の中に、「人々を保護する責任を分担することを主眼とした、新しい多国間の戦略が必要である。」との指摘がなされている点も興味深い⁽⁷⁾。

第二節 「保護する責任」の射程

「介入と国家主権に関する国際委員会」が二〇〇二年に提出した報告書は「保護する責任」という概念を用いて、これまでの「人道的干渉」に関する議論の問題点を整理し、新しい概念を提唱することによって国際社会におけるコンセンサスを形成しようと試みたものであると言うことができる。

「人道的干渉」という概念を用いることが、「干渉の権利」というアプローチの採用により、「予防」や「紛争後の人道援助」

といった側面に関する検討を軽視する結果となったこと、また「人道的干渉」という概念自体が議論を始める前から「干渉」に対して好意的な前提になってしまっているという問題意識から、「保護する責任」の射程はより包括的なものとなる。また、「保護する責任」は問題に関する評価が「干渉を企図している側」ではなく、「支援を求め、必要としている側」の視点からなされることを意図している。⁽⁸⁾

「国家主権は責任を含んでいる。そして、自国民を保護する第一義的な責任は国家自身にある。内戦や暴動、抑圧や国家の崩壊の結果として住民が深刻な危害に苦しんでおり、当該国家がそれを停止、回避しようとせず、あるいはそれができない場合に、不干渉原則は、国際的な保護する責任に譲歩することとなる。」⁽⁹⁾ という指摘は「保護する責任」の中核をなす議論であるが、これは現時点においてはあくまでも政策提言であって、法規範として確立しているわけではない。

コフィ・アナンはミレニアム報告書の中で「人道的干渉が実際、主権に対する受け容れ難い攻撃であるとするならば、どのようにして我々はルワンダやスレブレニツア、すなわち我々すべてに共通した人道規範に影響する大規模かつ組織的な人権侵害に対応することができようか」と指摘していた。⁽¹⁰⁾ そして、二〇〇五年、「保護する責任」は国連事務総長報告書にも採用され、国連の実務において注目される概念となった。しかし問題はこの「保護する責任」の射程を確定することにある。国際法の問題として「保護する責任」の存在を立証することは容易なことではないが、さらに、これを遂行するうえで、これまで「安保理決議にもとづく人道的干渉」として説明されてきた手法を用いるとしても、根本的な問題状況は変わっていない。すなわち国際社会には未だ「保護する責任」を実効的に果たしていくメカニズムが存在していないのである。

それにも拘わらず、「保護する責任」の概念が国連の公式文書において採用される等、注目を集めている理由はどこにある

のであろうか。前述したようにルワンダにおけるジェノサイドに対して国連は実効的な対応をすることができなかったという反省を有しているのであるが、ルワンダのような事例において、「内政不干涉原則」を超えて実効的な対処を可能とする論理として、「保護する責任」の有用性が認識されているものと考えられる。

問題は「保護する責任」の概念を、政策提言を超えた国際法上の規範として精緻化することであるが、そのためにはどのような方向性が可能であろうか。

「保護する責任に関する条約」を採択し、諸国の批准を得るということはひとつの方策であろう。しかしながら、このような条約案に対し、主要な国家、とくに安保理の常任理事国すべての批准を得るということは至難の業であると考えられ、他方、拒否権を有している安保理の常任理事国すべての批准を得ることができない条約は発効しても国際社会においてどれだけの実効性を有することができるのか疑問である。

国連総会決議のかたちで、「保護する責任に関する宣言」を採択することは比較的容易な選択肢であると言うことができる。国連憲章の改正等は困難であるとしても、安保理が何らかの対応を考える際のガイドラインとするとの了解のもとで、国連総会決議を採択することには意味があるであろう。もちろん現実の安保理の場で、ガイドラインが尊重されるか否かは別問題であるが、国際社会における規範意識の醸成には有効な手段であろう。

国際慣習法の結晶化に向かうようなかたちで国家慣行を積み重ねていくことができるかという問題についてであるが、現状においては大変困難であると言わなければならない。しかしながら、上記のガイドラインを採択することによって、国家慣行の収斂に一定の方向性を与えるということについては各国が外交努力を傾けていく意義はあるものと考ええる。

実際、「介入と国家主権に関する国際委員会」のメンバーは報告書の実施戦略として、これまでも様々な方向性について、国連の場ではたらきかけを行っている。「保護する責任」に関する国連総会決議の採択の可能性、人道的目的のための軍事的干渉に対応する安保理のガイドラインの策定の可能性、そのような状況における安保理の拒否権行使を停止する合意の可能性、報告書の答申を前進させるための国連事務総長のリーダーシップ発揮へのはたらきかけ等がそれである。⁽¹¹⁾ その中で、二〇〇七年現在、具体的な成果があがっているのは最後の「国連事務総長のリーダーシップ発揮」のみであろう。たとえば二〇〇七年九月、潘事務総長はスーダンを訪問し、ダルフル問題の解決へ向けたイニシアティブを取っている。

ルワンダ問題における国連の行動の欠如と、コソヴォ問題における国連をバイパスしたNATO諸国の行動という対照的な経験を通じて、国際社会は「国家主権」あるいは「干渉」といった概念に対して新しい発展を必要とし、「保護する責任」はその文脈の中で創造されてきた概念であると言うことができる。ラメシユ・タクルは「保護する責任」に関連して「もしも主権が自由の実現に対する障害となるのであれば、それは捨てることができ、また捨てるべきであり、捨てなければならない。しかし、主権は必ずしもそのような障害になるわけではない。」⁽¹²⁾と指摘する。

この主権に対する新しい考え方は国際社会においては論争を喚起するものであろう。主権を責任と位置づける発想は国際社会において未だコンセンサスを得ているとは言い難い。

しかしながら、「保護する責任」という用語を使用せず、これまで議論されてきた「人道的干渉」の用語にとどまるにしても、トーマス・ワイスが指摘している以下の点については着目すべきであろう。すなわち、「人道的干渉の概念の基礎は変化してきており、干渉する側の権利から、被害者の権利への動きにとどまらず、外部のものによる行動を義務とすることへの動

きがある」点である。⁽¹³⁾

第三節 ソマリアの教訓と国連

ソマリアにおける紛争とこれに対する国連の関与は、これまで「人道的干渉」の問題を論じていくときに重要なケースとして常にとりあげられてきた。安保理は一九九二年の決議七四六において、「紛争によって引き起こされた人道的惨害の重大性を深く憂慮し、ソマリアの状況の継続が国際の平和と安全に対する脅威となつていることを懸念する」とした。

一九九二年にUNITAFが軍事的強制措置を伴った活動をする際に、その根拠規定となつた安保理決議七九四は「人道的惨害の重大さ」をもつて「国際の平和と安全に対する脅威」と認定したことから、これをいわゆる「安保理決議を根拠とした人道的干渉」の先例とみなす議論が生じたのである。

その際にソマリアが「破綻国家」であると考えられていたことから、これを特殊なケースととらえる議論が主流であつた。確かに安保理決議七九四の採択にあたって中国が拒否権を行使しなかつた理由は「ソマリアの特殊性に鑑み、これを先例としないこと」にあつたとされている。

「破綻国家」の場合には国家主権の壁が低くなり、そのような特殊なケースにおいては「安保理決議を根拠とした人道的干渉」を是認するという議論には学問的にもまた実務上も一定の有益性があるように受けとめられたことも事実であろう。しかし、ソマリアを主権の欠如した状態ととらえるまさにその考え方が、ソマリア人民との協力関係構築の必要性認識を希薄化さ

せたとの指摘もある。⁽¹⁴⁾

いずれにしても、安保理決議七九四において、安保理は「平和に対する脅威」の概念を拡大したと言わねばならない。その根拠として、ソマリアの無政府状態があり、安保理が法と秩序を回復するために武力行使を含む措置をとる「信託統治に類似する役割」を引き受けたと看做す議論がある。⁽¹⁵⁾

しかしながら、ソマリアに対する国連の介入は失敗に終わったとされている。UNOSOM IIの撤退によって無政府状態となったソマリアはその後、ソマリランド等の自治地域が実質上、独立国のような状態にあるし、首都を制圧していた「イスラム法廷連合」はアルカーイダとの関係を指摘されている。二〇〇六年末以降、エチオピア軍の介入によって政府勢力が首都を奪還し、「イスラム法廷連合」は離散したかたちになっているが、これもソマリア政府がエチオピア政府に要請して行ったものであって、安保理決議を根拠とするものではない。むしろ安保理はソマリア情勢に対して実効的な措置をとれなかったのである。

「ソマリアの教訓」とは「安保理決議を根拠とした人道的干渉」の手法の失敗なのであって、このことを契機として何らかの国際慣習法の結晶化に導くような国家慣行の積み重ねが継続していたわけではない。

ソマリアのケースでは「平和に対する脅威」の概念が拡大解釈されたわけであるが、国際社会においては同様なケースは他にも存在しており、しかしながらすべてのケースにおいて拡大解釈が行われているわけではない。むしろ伝統的な「内政干渉原則」が政治的に強くはたらいっているケースのほうが多いのである。

それでもなお、ソマリアのケースから将来に向けて建設的な教訓を導き出すならば、「人間の安全保障」が脅かされている

状況に対して、国連が何らかの関与をしようと考えて行動したこと自体は評価されるべきであるということではないであろうか。ソマリアのケースは介入の初期の段階においては「保護する責任」を国連が果たそうとしたケースであると評価することもできるであろう。そのうえでソマリアのケースを通じて見えてくることはいかに「人間の安全保障」を確保するための措置であれ、「保護する責任」を遂行するための措置であれ、現地の政府および武装勢力等との調整なくしては成功する見込みがないということである。

人道的側面において、国連のソマリアにおけるオペレーションが一定の成果をあげたことは確認しておかなければならないであろう。そのうえで、なお「ソマリア・シンドローム」と呼ばれる現象、すなわち西側諸国が遠隔地の人道活動において自国軍隊に損害が生じることを避けようとする傾向の原因となったことを指摘しなければならないであろう。⁽¹⁶⁾ただし、この点について以下のような分析がなされていることは興味深い。すなわち、ソマリアの失敗を通じて米国が抱いた疑念とは、武力行使そのものの実効性に関する疑いではなく、それを国連のもとで行使することに対する疑いであったとする分析である。⁽¹⁷⁾

ソマリアのケースをどのように評価するべきであるかということは大変に難しい問題である。国際社会による干渉は必要であったであろうが、明らかにそれは不十分な内容であった。ソマリアのケースの最も皮肉な側面とは、大規模な飢餓という、背後にあった政治的問題の人道的要素が、軍事的対応を引き起こしたという点である。そして、この軍事的対応は短期的な人道的必要には対応できたが、根本的な政治問題をさらに複雑化させ、そのために非人道的な結果をも生じたのである。人道的干渉による短期的な成果があつたからと言って、長期的な国家建設に対する悪影響を無視してはならないことは確かであるが、同時にここで我々は困難な問いに直面することとなる。すなわち、「長期的な国家建設に対応するだけの備えがない国家は、

人道的危機に対応するための干渉をすべきではない」という結論が導き出されるのかという問いである。⁽¹⁸⁾

「介入と国家主権に関する国際委員会」はソマリアのケースについて以下のような分析を提示している。「ソマリアは治安の悪化と飢饉への初期段階の対応が、長期的な解決を達成するための十分な支援を伴わなかった明確な例である。後に続いた UNOSOM II は安全保障上、政治上の野心的な任務を含んでいたが、それを実現するに釣り合った手段を有していなかった。⁽¹⁹⁾」同時に同委員会はソマリアのケースを「本質的に国内問題であった問題を国際の平和と安全に対する脅威を構成するものとして、国連憲章七章のものと強制措置を正当化した最も顕著な事例」であると評価しているのである。⁽²⁰⁾

第四節 東ティモールにおける国連の関与

東ティモールに対する国連の関与について、これを「人道的干渉」の枠組みでとらえるべきであるのかという点については議論がある。

一九九九年の住民投票の結果、独立派が多数を占めたことに対して、残留派民兵による破壊活動等が行われた。この人道上の惨劇に対して、国際社会においては国連による武力干渉の必要性に関する議論が高まっていった。たとえば、オーストラリアにおいては、そのような武力干渉が法的にも合法であるとする論調が主流であった。⁽²¹⁾

しかしながら、実際に多国籍軍 (International Force in East Timor: INTERFET) が派遣されたのは、インドネシア政府の同意を取り付けた後のことであった。すなわち、説明としては、「インドネシアが負っていた治安維持の責任を果たさなかつ

た結果、国際社会の関与が必要となった」のであるが、この対応は「協力の観点から行われたものであった」と分析されているのである。⁽²²⁾ すなわち、「人道的干渉」の概念とは異なったオペレーションであった。

INTERFETはオーストラリア、英国、カナダ、フランス、ニュージーランド、フィリピン、タイ、米国等の軍隊によって構成され、約二五〇〇名の規模であったが、インドネシア軍の平和的撤退を実現させた。しかしながら、約二〇万人の東ティモール国民が騒乱の中でインドネシア領の西ティモールへ難民となって流出した。

安保理決議一二七二は国連東ティモール暫定統治機構(UNTAET)設置を決定し、INTERFETの活動は二〇〇〇年にはUNTAETに引き継がれた。その後、二〇〇二年の独立を経て、UNMISETが活動を引き継いだ。その撤退後、二〇〇六年春に首都ディリを中心に暴動が発生し、再度、オーストラリア軍を中心とする多国籍軍が派遣されている。この点について、トーマス・ワイスは「そのような国家の内政に対する長期にわたる究極的に介入的な形態の干渉の必要性」を示す事例である⁽²³⁾とらえる。

「保護する責任」においては、東ティモールの事例は軍事的介入後のフォロー・アップの問題を分析する中で取り上げられている。とくに「治安維持部門の改革」という「保護に関する主要な職務」のひとつを検討する際に、東ティモールに関する言及が見られる。すなわち主として「再建する責任」の中に東ティモールの事例を位置づけている。⁽²⁴⁾

いずれにせよ、東ティモールに対する国連の関与はその初期段階においては、インドネシアがINTERFETの展開に同意したことが最も重要な要素であった。実際、当時の安保理において最大の懸案事項はインドネシアの同意の取り付けだったのである。⁽²⁵⁾ この点において、東ティモールの事例は、次節において検討するダルフル紛争に対し、示唆的な内容を含んでい

ると考える。

第五節 ダルフル紛争をめぐる

スーダンのダルフル地方の状況は「保護する責任」が発動されるべき段階にあると行うことができる。スーダン政府の関与が指摘される民兵組織・ジャンジャウィードによるアフリカ系イスラム教徒の住民たちの虐殺等が報じられているが、ソマリアのケースとは異なり、スーダンは「破綻国家」であるとは考えられていない。このことも国連の関与を困難にしてきたひとつの要因である。さらに、ダルフル地方の政治状況は非常に複雑なものであり、諸勢力間に民族的にも政治的にも多くの分断があり、スーダン政府との交渉において単一の立場を形成することが困難であるという問題も存在している。²⁶⁾

安保理においては政治的な文脈から実効的な決定を行うことができない状況が長く続いた。「安保理決議を根拠とした人道的干渉」という手法を適用することが考えられるケースであるにも拘わらず、スーダンから石油を輸入している中国による拒否権行使の可能性等の政治的問題があり、安保理は実効的な措置をとることができなかった。

その後、中国外交の変化もあり、二〇〇七年七月三十一日、安保理は決議一七六九を全会一致で採択した。この決議はダルフル地方に、国連とAUの共同編成部隊であるUNAMIDを派遣することを決定したものである。UNAMIDは、三六〇人の軍事監視要員及び連絡官を含む二万人規模の軍事要員、三千七百人規模の警察要員を含む文民部門、及び各組織最大一四〇名からなる一九の武装警察組織から構成される。現在のAU部隊からの指揮権の委譲は遅くとも二〇〇七年十二月三十一

日までに実施される旨決定している。

UNAMIDは国連憲章七章の下、「必要な行動」をとることを認められており、「人道支援等の安全な提供のための治安状況回復」、「文民保護」、「ダルフル和平協定および停戦合意の監視・検証」、「政治プロセスの支援」、「経済復興、国内避難民帰還等のための環境確保」、「人権尊重促進」、「法の支配の支援」、「国境地帯の治安情勢の監視・報告」といった任務を付与されている。⁽²⁷⁾

これに対してスーダン政府は、「UNAMIDを派遣する安保理決議一七六九を受け入れ、国連及びAUと協力し、決議を履行する」旨表明している。

国連憲章七章のもとでの措置ではあるが、ソマリアのケースと東ティモールのケースを比較しながら参考とした場合に、ダルフル問題の解決にあたっては、このスーダン政府の協力が最も重要な要素であるという点が明確になってくる。言い換えれば、「保護する責任」を主権国家と国連等の国際社会のアクターが協調しつつどのように補完的に分担しあっていくことができるのかという点が最も重要な課題であるということである。この点において、現代国際社会は安保理決議を根拠とした「人道的干渉」を合法化する方向性と、主権国家の同意を重視し、実際的に問題を解決しようとする方向性のいわばせめぎ合いの中に存在しているのであり、そのような諸国の実行を基礎として法も変容していくのである。

《第三章 注》

- (1) Francis Kofi Afiakwa, *The Evolution of the Doctrine and Practice of Humanitarian Intervention*, Kluwer Law International, 1999, pp. 137-222.
- (2) Thomas M. Franck, "Interpretation and change in the law of humanitarian intervention," J.L. Holzgrefe and Robert O. Keohane eds., *Humanitarian Intervention, Ethical, Legal, and Political Dilemmas*, Cambridge University Press, 2003, pp. 216-226.
- (3) たんまは以下の研究を参照。
Simon Chesterman *Just War or Just Peace? Humanitarian Intervention and International Law*, Oxford University Press, 2001.
Nicholas Wheeler *Saving Strangers: Humanitarian Intervention in International Society*, Oxford University Press, 2000.
- (4) 人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』（朝日新聞社 二〇〇三年）一〇頁。
- (5) The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, International Development Research Centre for ICISS, 2001.
- (6) 人間の安全保障委員会報告書『安全保障の今日的課題』五一―五二頁。
- (7) 前掲書、五〇頁。
- (8) Ramesh Thakur, "Intervention, sovereignty, and the responsibility to protect", in Ramesh Thakur, Andrew F. Cooper and John English eds., *International Commissions and the Power of Ideas*, United Nations University Press, 2005, pp. 184-188.
- (9) The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, p. XI.
- (10) Kofi Annan, "We the peoples", Millennium Report, United Nations, 2000, p. 48.
- (11) Jennifer Welsh, Carolin J. Thielking, and S. Neil MacFarlane, "The responsibility to protect : Assessing the report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty", in Ramesh Thakur, Andrew F. Cooper and John English, op. cit., pp. 215-216.
- (12) Ramesh Thakur, op. cit., p. 187.
- (13) Thomas G. Weiss, *Military-Civilian Interactions, Humanitarian Crises and the Responsibility to Protect*, second edition, Rowman & Littlefield Publishers, 2005, pp. 213-214.
- (14) 滝澤美佐子「ソマリアと人道的介入」日本国際連合学会編『人道的介入と国連』（国際書院二〇〇一年）九二頁。

- (15) Erika de Wet, *The Chapter VII Powers of the United Nations Security Council*, HART Publishing, 2004, pp.155-158.
- (16) Supplementary Volume to the Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, International Development Research Centre for ICISS, 2001, pp.94-97.
- (17) Edwin M. Smith, "Collective security, peacekeeping, and ad hoc multilateralism", in Charlotte Ku and Harold K. Jacobson eds., *Democratic Accountability and the Use of Force in International Law*, Cambridge University Press, 2002, pp.94-95.
- (18) Thomas G. Weiss, *op. cit.*, p.70.
- (19) The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, p.60.
- (20) *Ibid.*, p.16.
- (21) Anne Orford, *Reading Humanitarian Intervention - Human Rights and the Use of Force in International Law*, Cambridge University Press, 2003, pp.1-37.
- (22) 山田哲也「東ナイロールにおける国連の活動と「人道的介入」」日本国際連合学会 前掲書、一二六頁—一二九頁。
- (23) Thomas G. Weiss, *Humanitarian Intervention, Ideas in Action*, Polity Press, 2007, pp.101-102.
- (24) The Responsibility to Protect: Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, p.65.
- (25) Stewart Eldon, "East Timor", in David M. Malone ed., *The UN Security Council, From the Cold War to the 21st Century*, Lynne Rienner Publishers, 2004, pp.551-566.
- (26) R.S.O'Fahey, "Does Darfur Have a Future in the Sudan?", *The Fletcher Forum of World Affairs*, Vol.30:1, 2006, pp.27-39.
- (27) S/RES/1769 (2007)